

学校施設の防災機能向上に活用できる財政支援制度

公立学校施設整備事業	
担当	文部科学省 施設助成課 他 (Tel 03-6734-2466 他)
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物の新增築</li> <li>○建物の改築</li> <li>○建物の耐震補強</li> <li>○屋外教育環境施設の整備 例) 防災広場のための施設(防災緑地、スプリンクラー、井戸、防火水槽、給水槽、備蓄倉庫、屋外便所等)の整備</li> <li>○大規模改造 例) 老朽改修、非構造部材の耐震化、空調設置、トイレ改修、障害児等対策(スロープ、エレベータ、障害者用トイレ)等</li> <li>○学校水泳プール新改築、耐震補強 例) 浄水型の屋外、上屋、屋内プールの整備</li> </ul>
補助率	新增築事業：原則 1 / 2 改築、大規模改造事業：原則 1 / 3
対象	地方公共団体(都道府県及び市区町村)
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室不足の解消等のため、校舎、屋内運動場及び寄宿舎の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担する</li> <li>・「学校施設環境改善交付金」では、地方公共団体が作成する施設整備計画に計上されている事業について交付金を交付する</li> <li>・浄水型プールは、移動式の浄水装置のみのものについては対象外である</li> </ul>

## 地域防災力向上支援事業

担当	内閣府 政策統括官（防災担当）付 （Tel 03-3501-5693）
内容	（１） 衛星携帯電話 （２） 衛星携帯電話のバッテリーを充電可能な非常用発電機
補助率	1／2 又は175千円（一箇所当たり）のうちいずれか低い額
対象	地方公共団体（都道府県及び市区町村）
備考	災害時に孤立する可能性のある集落に当該設備機器を配備する地方公共団体に対して、機器購入に要する経費の1／2 又は175千円（一箇所当たり）のうちいずれか低い額を補助する。

防災対策事業債	
担当	消防庁 消防・救急課 (Tel 03-5253-7522)
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災基盤整備事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難路</li> <li>・津波避難タワー</li> <li>・耐震性貯水槽</li> <li>・防火水槽</li> <li>・防災井戸</li> <li>・非常用電源</li> <li>・防災行政無線</li> <li>・備蓄倉庫</li> <li>・避難所において防災機能を強化するための施設</li> </ul> </li> <li>○公共施設等耐震化事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・躯体の耐震化</li> </ul> </li> </ul>
充当率等	防災基盤整備事業：事業費への充当率 75%、交付税算入率 30% 公共施設等耐震化事業：事業費への充当率 90%、交付税算入率 50%
対象	地方公共団体（都道府県及び市町村（一部事務組合等を含む））
備考	地方単独事業として実施するものが対象となる

消防防災施設整備費補助金	
担当	消防庁 消防・救急課 (Tel 03-5253-7522)
内容	○耐震性貯水槽、備蓄倉庫等
補助率	耐震性貯水槽：1/2 備蓄倉庫：1/3（地防法に基づくものは 1/2）
対象	市町村（一部事務組合等を含む）
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象となる耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の規格は基準額告示及び消防防災施設整備費補助金交付要綱別表第 3 による (例. 備蓄倉庫の延床面積は 30 m<sup>2</sup>以上であること)</li> <li>・耐震性貯水槽については、地上設置型、飲料水兼用型等についても補助の対象となる</li> <li>・都道府県分は平成 23 年度から地域自主戦略交付金の対象</li> </ul>

## 都市防災総合推進事業

担当	国土交通省 都市安全課 (Tel 03-5253-8401)
内容	<p>○地区公共施設等整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路又は公園、広場等の地区公共施設</li> <li>・防災まちづくり拠点施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等の整備を含む）</li> </ul> <p>○地震に強い都市づくり緊急整備事業</p> <p>「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」を策定し、その中に位置付けられた各種事業について、重点実施するとともに、交付対象施設に特例（当該事業では防災情報通信ネットワーク）</p>
交付率	<p>○地区公共施設等整備：1 / 2（用地費、間接補助は1 / 3）</p> <p>○地震に強い都市づくり緊急整備事業：各種事業の交付率</p>
対象	<p>○地区公共施設等整備：都道府県、市町村、防災街区整備推進機構</p> <p>○地震に強い都市づくり緊急整備事業：各事業の交付対象</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に対しては社会資本整備総合交付金、都道府県に対しては地域自主戦略交付金の交付対象事業として交付</li> <li>・地区公共施設等整備は、都市防災に関する計画（地方公共団体が既に実施したこれと同等の調査を含む。）を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区において行う。</li> <li>・地区公共施設等整備の用地費については都市施設公園、地区公共施設のみ対象（道路については幅員4mを超える部分に限る）</li> </ul>

都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）	
担当	国土交通省 都市局 市街地整備課 （Tel 03-5253-8412）
内容	○地域生活基盤施設 地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の地域の防災のために必要な施設）
補助率	事業費に対して概ね4割（交付金の額は一定の算定方法により算出）
対象	市町村又は都市再生法第46条の2第1項の規定に基づく市町村都市再生整備協議会
備考	次のいずれかの要件に該当する計画対象地区に設置されるものに限る。 ①災害対策基本法第2条第10号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、計画対象地区内にあり、又は計画対象地区に隣接していること ②計画対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること ③計画対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること  ※上記以外についても、地域創造支援事業等（いわゆる提案事業）として実施することにより交付対象となる場合があります。

住宅市街地総合整備事業	
担当	国土交通省 市街地建築課 市街地住宅整備室 (Tel 03-5253-8517)
内容	○住宅市街地総合整備事業における、共同施設整備、居住環境形成施設整備等
補助率	補助率 1 / 3 等
対象	地方公共団体等
備考	密集住宅市街地で、地方公共団体が「住宅市街地整備計画」を策定している区域内。

住宅・建築物安全ストック形成事業	
担当	国土交通省 市街地建築課 市街地住宅整備室 (Tel 03-5253-8517)
内容	○住宅・建築物耐震改修等事業 ①避難所等の耐震改修に関する事業 小・中学校や公民館など災害時に避難所等として使用されるもののうち、地域防災計画に位置付けられている等の建築物が対象 ②避難所等以外の耐震改修に関する事業
補助率	(1) 補助率 ①地方公共団体が実施する場合：国 1 / 3 地方公共団体以外が実施する場合：国 1 / 3、地方 1 / 3 ②地方公共団体が実施する場合：国 1 / 6 又は 11.5% 地方公共団体以外が実施する場合：国 1 / 6、地方 1 / 6 又は国 11.5%、地方 11.5%
対象	地方公共団体等
備考	

下水道総合地震対策事業	
担当	各地方整備局等
内容	災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設に整備するマンホールトイレシステム
補助率	1 / 2等
対象	地方公共団体
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「マンホールシステム」: マンホール蓋から下水本管への接続部分及び貯水槽等マンホールトイレを利用するために必要な施設</li> <li>・敷地面積 1ha 以上の防災拠点又は避難地について、マンホールを含む下部構造物が補助対象となる。(便器及び仕切り施設 (テント等) は除く。)</li> </ul>

総合農地防災事業（農村災害対策整備事業）	
担当	農林水産省 農村整備官付農道事業班 （Tel 03-6744-2209）
内容	災害防除対策推進地域等や甚大な災害発生地域において実施する農業生産基盤整備事業と併せて行う農村防災施設整備 ・緊急避難路整備、緊急避難塔整備、防火水槽整備、等
補助率	1 / 2 等
対象	地方公共団体等
備考	都道府県に対しては地域自主戦略交付金の交付対象事業として交付

産地水産業強化支援事業	
担当	水産庁 防災漁村課環境整備班 （Tel 03-6744-2391）
内容	原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落において行われる取組に対する支援事業 ○施設整備事業 津波漂流防止施設、避難施設（避難階段、避難路等）、異常気象情報観測施設、異常気象監視施設、防災情報伝達施設、災害時援助施設（避難所、緊急物資保管庫等）、緊急時物資等輸送施設、非常用電源施設 ○ソフト支援 目的達成のために施設整備事業と併せて行われるソフト的な取組み（ハザードマップ作成、避難マニュアル作成、等）
補助率	1 / 2 以内
対象	地方公共団体等
備考	施設整備事業は市町村または水産業協同組合が実施主体。 ソフト事業は市町村及び漁業関係機関等により構成される産地協議会が実施主体。